

随意契約（相手方指定）調書

件 名	荒川遊園スポーツハウスプール可動式屋根定期点検業務委託	No.5200528
工（納）期	令和5年11月15日	
契約締結日	令和5年7月25日	
契約金額	605,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社横河システム建築 (法人番号: 3040001019537)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	荒川遊園スポーツハウスプール可動式屋根定期点検業務委託
指名業者 (案)	名称 株式会社横河システム建築 所在地 千葉県船橋市山野町47番地1 代表者 代表取締役 桑原 一也
特命理由	<p>本件は、荒川遊園スポーツハウスに設置されているプール可動式屋根の定期点検を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 荒川遊園スポーツハウスに設置されているプール可動式屋根は上記業者が設計・施工したものであり、制御機構等や運転プログラムについても上記業者が独自に製造したものが採用されているため、他社が点検を行うことは困難である。</p> <p>② 荒川遊園スポーツハウスは年間を通じてプールを開設しているため、限られた期間内で定期点検を実施する必要がある。上記業者が受託することで、迅速かつ確実な点検実施が可能となり、施設運営の安定化を図ることができる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)